

義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校の要件

資料15-1

■制度上の類型

- ・小中一貫教育は「小中連携教育」のうちの一つである。
- ・小中一貫教育を行う学校は、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」に分けられる。
- ・義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校のいずれにおいても、施設一体型や施設隣接型、施設分離型といった施設形態は問わない。

小中連携教育

小・中学校段階の教職員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教職員が、目指す子供像を共有するとともに、9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指す教育

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	—	同一の設置者 ※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件 (例) ・統合調整を担う校長を定める ・学校運営協議会の合同設置 ・校長等を併任	異なる設置者 〔県立学校と市町立学校等〕 ※運営体制の整備は、併設型小学校・中学校を参考にすること	
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年		
組織・運営	1人の校長 1つの教職員組織	それぞれの学校に校長・教職員組織		
		小学校と中学校における教育を一貫して実施するためにふさわしい運営の仕組みを整える	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること	
免許	原則として小学校・中学校の両免許状を併有していること	所属する学校種の免許状を保有していること		
教員課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標を設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程 			
教員課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	可	可	可
	指導内容の代替・移行	可 設置者の判断による	可 設置者の判断による	不可 教育課程特例に関する申請が必要
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型			
設置基準	前期課程は小学校設置基準 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準 中学校には中学校設置基準を適用		
標準基準	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下		
通学距離	概ね6km以内	概ね小学校は4km、中学校は6km以内		
設置手続き	市町の条例	市町教育委員会の規則等		